



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課） …… 1
- 救急病院の告示（医務課） …… 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） …… 1
- 歳入の収納の事務の委託（住宅課） …… 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） …… 2

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 …… 3

告 示

沖縄県告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成24年 6月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
らいふマッサージ治療院那覇店（山城孝乃）	那覇市小禄1丁目21番25号1階	平成24年4月19日
ちやたん整骨院（山崎幸治）	北谷町字桑江432番地	平成24年5月10日
沖縄若田接骨院（矢澤貴之）	沖縄市胡屋二丁目9番2号ディアコート呉屋102	平成24年5月18日

沖縄県告示第345号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成24年 6月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄協同病院	那覇市古波蔵4丁目10番5号	沖縄医療生活協同組合	平成24年6月11日	平成27年6月10日

沖縄県告示第346号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償

法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成24年6月22日から同年7月6日まで久米島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成24年6月19日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 久米島町字儀間218番地 比知屋直人、久米島町字比嘉150番地の5 宇江城昌明
- 2 加入区 久米島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 久米島漁業協同組合

沖繩県告示第347号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成24年6月19日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した収納事務 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖繩債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号フェアビル2F
- 3 委託期間 平成24年4月2日から平成25年3月31日まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年6月19日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年9月13日 沖繩県指令士第825号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平595番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市松川3丁目3番48号王子マンション401 中村安則
- 5 検査済証番号 平成24年6月5日 第3000号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年6月19日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年10月17日 沖繩県指令士第908号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根橋口原680番ほか4筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北谷町字桑江350番地37 當間照男
- 5 検査済証番号 平成24年6月7日 第3001号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成24年6月19日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年12月2日 沖縄県指令士第1001号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字汀間100番ほか67筆（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 稲嶺進
- 5 検査済証番号 平成24年6月12日 第3002号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月22日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第69号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成24年6月19日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種別	級	定員	実施期日	場所
施設警備業務	一級	10人	平成24年9月20日（木曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	二級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 一級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 二級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 一級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
- ア 検定を受けようとする警備業務の種別について二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 二級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

- (1) 受付期間 一級及び二級の検定の受付期間及び受付時間は、平成24年6月25日（月曜日）から同月29日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 申請に必要な書類
- ア 検定申請書 1通
- イ 添付書類
- (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (ウ) 一級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
- (3) 提出先
- ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
- イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）
- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。
- (5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階の受付で、検定手続を終えること。
- (2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
- (4) 検定についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3054・3055）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
-----------------------------------------------------	---------------------------------------------------